

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水石人

さいたま市条例第10号

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第3条 教職員の定数は、 <u>6, 752</u> 人とする。 2・3 [略]	(定数) 第3条 教職員の定数は、 <u>6, 435</u> 人とする。 2・3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。